

2 法人税法

同族会社等特定法人に対する接待費等損金認定制度 (法人税法25、27の2)

現行

改正後

■ 接待費損金算入制度 ①+②

①1,200万 円 (中小企業は2,400万 円)

②収入金額に適用率を掛けた金額

収入金額	適用率
100億 円 以下	1万分の20
100億 円 超～ 500億 円 以下	2000万 円 +100億 円 を超過する 金額の1万分の10
500億 円 超過	6000万 円 +500億 円 を超過する 金額の1万分の3

■ 特定法人に対する接待費
損金算入限度縮小
(①+②) × 50%

■ 業務用乗用車関連費用損金算入限度

○ 業務使用金額中減価償却費は毎年800万 円
まで費用認定、超過金額は繰越

○ 業務用乗用車処分損失は毎年800万 円 まで
費用認定、超過金額は繰越

■ 特定法人に対する業務用
乗用車関連費用損金算入
限度縮小

○ 800万 円 →400万 円

○ 800万 円 →400万 円

(修正理由) 不動産賃貸業等法人の特定勘案